



発行 新潟県

第 47 号
令和2年6月23日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

- 訓 令
- 18 新潟県財務規則第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正（税務課）
- 告 示
- 738 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める旨の告示を一部改正する告示(税務課)
- 739 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2及び第5条の3により知事が定める額の一部改正（総務事務センター）
- 740 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2により知事が定める金額の一部改正（総務事務センター）
- 741 地方卸売市場の認定（食品・流通課）
- 742 保安林の指定予定（治山課）
- 743 水防警報を行う河川の指定（河川管理課）
- 744 水防警報を行う河川の指定の変更（河川管理課）
- 745 建築基準法による公開の意見聴取（建築住宅課）

訓 令

総務管理部  
出納局  
地域振興局

◎新潟県訓令第18号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により県税徴収金に係る帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成7年3月新潟県訓令第19号）の一部を次のように改正する。ただし、従前の様式により作成した用紙については、当分の間使用できるものとする。

令和2年6月23日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
第1号様式（第93条関係）				第1号様式（第93条関係）			
県税領収証書				県税領収証書			
(略)				(略)			
(略)	振興局	整理番号		(略)	振興局	整理番号	
		区分	納人	代納			代納
税目				税目			
1 (略)				1 (略)			
2 <u>法人県民税・法人事業税</u>				2 (略)			
3 (略)				3 <u>自動車税</u>			
4 (略)				4 (略)			
				5 <u>特別地方消費税</u>			
				6 <u>料理飲食等消費</u>			
				税			

- 5 (略)
- 6 自動車税(種別割)
- 7 (略)
- 8 自動車税
- 9

(略)

第3号様式(第93条関係)

徴収金領収証書

(略)

通告処分による罰金、追徴金相当額

- 7 法人県民税・法人事業税
- 8 (略)
- 9 (略)
- 10

(略)

第3号様式(第93条関係)

徴収金領収証書

(略)

通告処分による罰金、科料相当額

第8号様式(第102条関係)

県税領収済通知書

(略)

(略)	振興局	整理番号		
	区分(車台番号)	納人	代納	
税目	(略)			
1 (略)				
2 法人県民税・法人事業税				

第8号様式(第102条関係)

県税領収済通知書

(略)

(略)	C#	振興局	整理番号		
	3				
	区分(車台番号)	納人	代納	自動車税の場合、整理番号の最初の上1けた目が1又は3は「新」、2は「新潟」、4は「長岡」ナンバーであることを表しています。	
税目	(略)				
1 (略)					

- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 自動車税 (種別割)
- 7 (略)
- 8 自動車税
- 9

(略)

第10号様式 (第102条関係)

徴収金領収済通知書

(略)

通告処分による罰金、追徴金相当額

第11号様式の2 (第102条関係)

(略)

新潟県 自動車税 (種別割) 納入済通知書

(略)

第12号様式 (第102条関係)

領収済通知書

(略)

	振興局	整理番号	税目

- 2 (略)
- 3 自動車税
- 4 (略)
- 5 特別地方消費税
- 6 料理飲食等消費  
税
- 7 法人県民税・法  
人事業税
- 8 (略)
- 9 (略)
- 10

(略)

第10号様式 (第102条関係)

徴収金領収済通知書

(略)

通告処分による罰金、科料相当額

第11号様式の2 (第102条関係)

(略)

新潟県 自動車税納入済通知書

(略)

第12号様式 (第102条関係)

領収済通知書

(略)

	C #	振興局	整理番号	税目
	3			

年度・実績月			区分	納入	(略)
	年	月			
税目					
(略)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽油引取税</li> <li>・自動車税(種別割)</li> <li>・産業廃棄物税</li> <li>・自動車税</li> </ul>					
(略)					

第13号様式(第104条関係)

還付額(支出額)決議内訳書

(略)				
(略)				
<table border="1"> <tr><td>軽油引取税</td></tr> <tr><td>自動車税環境性能割</td></tr> <tr><td>自動車税種別割</td></tr> </table>		軽油引取税	自動車税環境性能割	自動車税種別割
軽油引取税				
自動車税環境性能割				
自動車税種別割				
旧法による税	<table border="1"> <tr><td>自動車取得税</td></tr> <tr><td>自動車税</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	自動車取得税	自動車税	(略)
自動車取得税				
自動車税				
(略)				
(略)				

第30号様式を次のように改める。

年度・実績月			区分	納入	(略)
4	年	月			
税目					
(略)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別地方消費税</li> <li>・自動車税</li> <li>・軽油引取税</li> </ul>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物税</li> </ul>					
(略)					

第13号様式(第104条関係)

還付額(支出額)決議内訳書

(略)					
(略)					
<table border="1"> <tr><td>自動車取得税</td></tr> <tr><td>軽油引取税</td></tr> <tr><td>自動車税</td></tr> </table>		自動車取得税	軽油引取税	自動車税	
自動車取得税					
軽油引取税					
自動車税					
旧法による税	<table border="1"> <tr><td>料理飲食等消費税</td></tr> <tr><td>特別地方消費税</td></tr> <tr><td>軽油引取税</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	料理飲食等消費税	特別地方消費税	軽油引取税	(略)
料理飲食等消費税					
特別地方消費税					
軽油引取税					
(略)					
(略)					

第30号様式（第191条関係）

県 税 徴 収 金（総） 計 算 書（1）

年度：  
年月：

作成日：

科目	区分	予 算 額	課 分			課 定 計			取 入			科目			
			件 数	課 定 額	対前年比	件 数	課 定 額	対前年比	件 数	取 入 額	件 数		取 入 額	対前年比	
県 民 税	個 人	現											個 人		
		繰												所 得 税	
		計													配 当 税
		計													
	均 等 割・所 得 割	現											株 式 等 譲 渡 所 得 税		
	繰														
	計												法 人		
	計														
	配 当 割	現											利 子 割		
	繰														
計												事 業 税			
計															
株 式 等 譲 渡 所 得 割	現											法 人			
繰															
計												地 方 消 費 税			
計															
法 人	現											地 方 消 費 税			
繰															
計												不 動 産			
計															
利 子 割	現											た ば こ 税			
繰															
計												ゴ ル フ 場 利 用 税			
計															
事 業 税	現											ゴ ル フ 場 利 用 税			
繰															
計												軽 油 引 取 税			
計															
地 方 消 費 税	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
不 動 産	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
た ば こ 税	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
ゴ ル フ 場 利 用 税	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
軽 油 引 取 税	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
自 動 車 税	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
環 境 性 能 割	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
証 紙 徴 収 分	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
種 別 割	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
証 紙 徴 収 分	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
鉦 区 税	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
県 固 定 資 産 税	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
法 定 外 普 通 税	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
狩 猟 税	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
法 定 外 目 的 税	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
旧 法 に よ る 税	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
自 動 車 取 得 税	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
証 紙 徴 収 分	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
自 動 車 税	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
証 紙 徴 収 分	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
県 税（ア）	現											自 動 車 税			
繰															
計												自 動 車 税			
計															
前 年 同 期	—											自 動 車 税			
対 前 年 増 減 額	—														
附 帯 金 合 計（イ）	—											自 動 車 税			
総 計（ア）+（イ）	—														
地 方 法 人 特 別 税	現											特 別 税			
繰															
計												特 別 税			
計															
特 別 法 人 事 業 税	現											特 法 事			
繰															
計															

県 税 徴 収 金 ( 総 ) 計 算 書 ( 2 )

年度:  
年月:

作成日:

科目	区分	取 入			率			不 納 欠 損 計			還 付 未 済		未 納		科目	
		本年度	前年度	差	本年度	前年度	差	件 数	不 納 欠 損 額	件 数	不 納 欠 損 額	件 数	還 付 未 済 額	件 数		未 納 額
県 民 税	個 人														県 民 税	
	均 等 割 ・ 所 得 割															
	配 当 割															
	株 式 等 譲 渡 所 得 割															
	法 人															
	利 子 割															
	事 業 税															事 業 税
	個 人															
	法 人															
	地 方 消 費 税															地 方 消 費 税
譲 渡 割																
貨 物 割																
不 動 産 取 得 税														不 動 産		
県 た ば こ 税														た ば こ		
ゴ ル フ 場 利 用 税														ゴ ル フ		
軽 油 引 取 税														軽 油		
自 動 車 税														自 動 車 税		
環 境 性 能 割																
証 紙 徴 収 分																
種 別 割																
証 紙 徴 収 分																
鉅 区 税														鉅 区		
県 固 定 資 産 税														固 定		
法 定 外 普 通 税														法 外 普 通		
狩 猟 税														狩 猟		
法 定 外 目 的 税														法 外 目 的		
旧 法 に 止 る 税														旧 法		
自 動 車 取 得 税																
証 紙 徴 収 分																
自 動 車 税																
証 紙 徴 収 分																
県 税 ( ア )														県 税		
前 年 同 期														前 年		
対 前 年 増 減 額														増 減 額		
附 帯 金 合 計 ( イ )														附 帯 金		
総 計 ( ア ) + ( イ )														総 計		
地 方 法 人 特 別 税														特 別 税		
特 別 法 人 事 業 税														特 法 事 業 税		

県 税 徴 収 金 ( 総 ) 計 算 書 ( 3 )

年度：  
年月：

作成日：

科目	区分	課税の 種別	納期内 納税件数	納期内納税額 (累計)	納期内納税率			科目
					本年度	前年度	差	
個人	均等割・所得割	現 繰 計						個人
	配当割	現 繰 計						配
	株式等譲渡所得割	現 繰 計						株
法人	法人	現 繰 計						法
	利子割	現 繰 計						利
事業	個人	現 繰 計						個人
	法人	現 繰 計						法
地方消費税	譲渡割	現 繰 計						地消 税
	貨物	現 繰 計						貨
不動産取得税		現 繰 計						不動産
県たばこ税		現 繰 計						たばこ
ゴルフ場利用税		現 繰 計						ゴルフ
軽油引取税		現 繰 計						軽油
自動車税	環境性能割	現 繰 計						環境 性能 割
	証紙徴収分	現 繰 計						証 紙
	種別割	現 繰 計						種 別 割
	証紙徴収分	現 繰 計						証 紙
飲区		現 繰 計						飲区
県固定資産税		現 繰 計						固定 資産 税
法定外普通税		現 繰 計						法定 外 普 通 税
狩猟		現 繰 計						狩 猟 税
法定外目的税		現 繰 計						法定 外 目 的 税
旧法による	自動車取得税	現 繰 計						旧 法 自 動 車 取 得 税
	証紙徴収分	現 繰 計						証 紙
	自動車税	現 繰 計						自 動 車 税
	証紙徴収分	現 繰 計						証 紙
県税(ア)		現 繰 計						県 税 (ア)
前年同期								前 年 同 期
対前年増減額								対 前 年 増 減 額
附帯金合計(イ)								附 帯 金 合 計 (イ)
総計(ア)+(イ)								総 計 (ア)+(イ)
地方法人特別税		現 繰 計						特別 税
特別法人事業税		現 繰 計						特別 法 人 事 業 税



県税徴収金(総)計算書(5)

年度:

年月:

作成日:

区分 科目	課 目 別	収 入			不 納 欠 損				還 付 未 済		未 納		科 目	
		本年 度	前 年 度	差	本 年 度	前 年 度	差	件 数	月 分 不 納 欠 損 額	票 数	不 納 欠 損 額	件 数		還 付 未 済 額
延滞金・加算金 及び 過料	現 繰 計													延滞金・ 加算金及 び過料
延滞金	現 繰 計													延滞金
加算金	現 繰 計													加算金
過少申告	現 繰 計													過少申 告
不申告	現 繰 計													不申告
重	現 繰 計													重
過料	現 繰 計													過料
罰金及び追徴金相当額	現 繰 計													罰 金
( 繰 入 )	現 繰 計													非 償 金
弁償金	現 繰 計													滞 納 処 分 費
滞納処分費	現 繰 計													通 告 処 分 費
通告処分費	現 繰 計													諸 取 入
諸取入	現 繰 計													【県税附帯金】(イ)
前年同期	—													前年 差額
対前年増減額	—													差額
県税合計(ア)	—													合計
総計(ア)+(イ)	—													総計

<地方法人特別税>

延滞金・加算金	現 繰 計													延滞金・ 加算金
延滞金	現 繰 計													延滞金
加算金	現 繰 計													加算金
過少申告	現 繰 計													過少申 告
不申告	現 繰 計													不申告
重	現 繰 計													重

<特別法人事業税>

延滞金・加算金	現 繰 計													延滞金・ 加算金
延滞金	現 繰 計													延滞金
加算金	現 繰 計													加算金
過少申告	現 繰 計													過少申 告
不申告	現 繰 計													不申告
重	現 繰 計													重

告 示

◎新潟県告示第738号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める旨の告示（平成27年12月25日新潟県告示第1547号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月23日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後			改 正 前		
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続（以下「地方税関係手続」という。）に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第2条第4項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項及び個人番号利用事務実施者が認める場合（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、以下のとおり定め、平成28年1月1日から適用する。			行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続（以下「地方税関係手続」という。）に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第1条第3項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項及び個人番号利用事務実施者が認める場合（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、以下のとおり定め、平成28年1月1日から適用する。		
別表			別表		
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
			規則第1条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、通知カードに記載された氏名及び出生の年	税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第12条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。） 本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以

				<p>月日又は住所(以下「個人識別事項」という。)が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p>	<p>下同じ。)で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。)</p> <p>戦傷病者手帳その他の官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。)</p> <p>規則第1条第1項第3号ロに規定する個人番号利用事務等実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの(当該書類を使用して当該個人番号利用事務等実施者に対して提出する場合に限る。)</p> <p>官公署又は個人番号利用事務実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの(当該書類を申告書又は申請書等と併せて個人番号利用事務等実施者に対して提示又は提出する場合に限る。)</p>
			<p>規則第1条第1項第3号ロ</p>	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又</p>	<p>本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真なし</p>

			<p>は発給された書類その他これに類する書類であつて個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。)</p>	<p>身分証明書等」という。)</p> <p>地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの(提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。)</p> <p>印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類(これらに類するものを含む。)で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。)</p> <p>地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの(以下「本人交付用税務書類」という。)</p>	<p>修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは</p>
		<p>規則第1条第3項第5号</p>	<p>過去に法第16条の規定によ</p>		

				り本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情(以下「事項等」という。)であって財務大臣等が適当と認める事項等	税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項
規則第1条第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第	税理士法施行規則(昭和26年大蔵省令第55号)第12条に規定する税理士証票(提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。) 本人の写真の表示のある身分証明書等(学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。)で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。)	規則第2条第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第	税理士証票 写真付身分証明書等

	<p>155号。以下「令」という。)第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所(以下「個人識別事項」という。)が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p>	<p>戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。)</p> <p>規則第2条第1項柱書に規定する個人番号利用事務等実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したものの(当該書類を使用して当該個人番号利用事務等実施者に対して提出する場合に限る。)</p> <p>(略)</p>		<p>155号。以下「令」という。)第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p>	<p>写真付公的書類</p> <p>個人番号利用事務等実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したものの(当該書類を使用して当該個人番号利用事務等実施者に対して提出する場合に限る。)</p> <p>(略)</p>
<p>規則第2条第1項第6号</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する</p>	<p>規則第3条第1項第6号</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネット</p>

		<p>省令(平成26年総務省令第85号)第32条第1項の規定により還付された個人番号カード(以下「還付された個人番号カード」という。)</p>			<p>ワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第15条の規定により還付された通知カード(以下「還付された通知カード」という。) 又は同省令第32条第1項の規定により還付された個人番号カード(以下「還付された個人番号カード」という。)</p>
<p>規則第2条第3項第2号</p>	<p>(略)</p>	<p>本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。)</p> <p>地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの(提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。)</p> <p>印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類(これらに類するものを含む。)で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。)</p>	<p>規則第3条第3項第2号</p>	<p>(略)</p>	<p>写真なし身分証明書等</p> <p>地方税等の領収証書等</p> <p>写真なし公的書類</p>

		<p>地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの(以下「本人交付用税務書類」という。)</p>		<p>本人交付用税務書類</p>
<p>規則第2条第4項第5号</p>	<p>過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情(以下「事項等」という。)であって財務大臣等が適当と認める事項</p>	<p>修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項</p>		

<p>規則第2条第6項</p>	<p>等 (略)</p>	<p>過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第2条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかかな場合</p>	<p>規則第3条第6項</p>	<p>(略)</p>	<p>過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カード若しくは令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第3条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかかな場合</p>
<p>(略)</p>			<p>(略)</p>		
<p>規則第7条第1項2号</p>	<p>官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、令第12条第3項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識</p>	<p>(略)</p>	<p>規則第7条第1項2号</p>	<p>官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識</p>	<p>(略)</p>

	別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの			別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	
(略)			(略)		
規則第9条第4項	令第12条第3項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第3項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること(以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。)が明らかなる場合	規則第9条第4項	令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること(以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。)が明らかなる場合
	(略)	(略)		(略)	(略)
規則第9条第5項第6号	(略)	還付された個人番号カード	規則第9条第5項第6号	(略)	還付された個人番号カード又は還付された通知カード

◎新潟県告示第739号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により、平成17年6月新潟県告示第1360号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額）の一部を次のとおり改正する。

令和2年6月23日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

1 年齢階層、最低限度額、最高限度額			1 年齢階層、最低限度額、最高限度額		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,981円	13,342円	20歳未満	4,900円	13,285円
20歳以上25歳未満	5,543円	13,342円	20歳以上25歳未満	5,484円	13,285円
25歳以上30歳未満	6,051円	14,157円	25歳以上30歳未満	6,010円	14,249円
30歳以上35歳未満	6,475円	17,104円	30歳以上35歳未満	6,389円	17,285円
35歳以上40歳未満	6,783円	19,320円	35歳以上40歳未満	6,760円	19,052円
40歳以上45歳未満	7,031円	21,235円	40歳以上45歳未満	7,042円	21,399円
45歳以上50歳未満	7,086円	23,266円	45歳以上50歳未満	7,086円	23,304円
50歳以上55歳未満	6,995円	25,503円	50歳以上55歳未満	6,913円	25,232円
55歳以上60歳未満	6,543円	25,515円	55歳以上60歳未満	6,424円	24,797円
60歳以上65歳未満	5,315円	20,511円	60歳以上65歳未満	5,221円	19,769円
65歳以上70歳未満	3,970円	14,980円	65歳以上70歳未満	3,960円	14,997円
70歳以上	3,970円	13,342円	70歳以上	3,960円	13,285円

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- 改正後の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第740号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第10条の2の規定により、平成16年6月新潟県告示第1391号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額）の一部を次のとおり改正する。

令和2年6月23日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 知事が定める額			1 知事が定める額		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>16万6,950円</u> を超えるときは、 <u>16万6,950円</u> ）	常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>16万5,150円</u> を超えるときは、 <u>16万5,150円</u> ）
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要す	月 額 <u>7万2,990円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要す	月 額 <u>7万790円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介

	る費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>7万2,990円</u> 以下であるときに限る。)	介護に要する費用として支出された額)		る費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>7万790円</u> 以下であるときに限る。)	護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>8万3,480円</u> を超えるときは、 <u>8万3,480円</u> )	随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>8万2,580円</u> を超えるときは、 <u>8万2,580円</u> )
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>3万6,500円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>3万6,500円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>3万5,400円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>3万5,400円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第741号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年6月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 開設者の名称及び住所  
株式会社柏崎魚市場  
新潟県柏崎市半田1丁目1番8号
- 2 地方卸売市場の名称  
地方卸売市場株式会社柏崎魚市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

新潟県柏崎市半田1丁目1番8号  
水産物

4 認定年月日

令和2年6月15日

ただし、この認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

◎新潟県告示第742号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
令和2年6月23日

新潟県上越地域振興局長

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市大島区田麦字歳ノ神1531の1、1537、1549の1、1549の2、1549の7、1549の10、1549の11、1551、1552の1、1553の1から1553の3まで、1553の6、1553の7

2 指定の目的

なだれの危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市長村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県上越地域振興局農林振興部及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第743号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

令和2年6月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 水防警報を行う河川及び区域

河 川	区 域
安野川	左岸：阿賀野市大室から阿賀野川合流点まで 右岸：阿賀野市大室から阿賀野川合流点まで
佐梨川	左岸：魚沼市葎沢地先から魚野川合流点まで 右岸：魚沼市葎沢地先から魚野川合流点まで
羽茂川	左岸：佐渡市羽茂飯岡地先から海まで 右岸：佐渡市羽茂飯岡地先から海まで

2 指定年月日

令和2年6月3日

◎新潟県告示第744号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により水防警報を行う河川の指定を次のとおり変更した。  
令和2年6月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 水防警報を行う河川及び区域

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

変 更 前		変 更 後	
河 川	区 域	河 川	区 域

能代川	左岸：五泉市上戸倉から 小阿賀野川合流点まで 右岸：五泉市上戸倉から 小阿賀野川合流点まで	能代川	左岸：五泉市笹野町から 小阿賀野川合流点まで 右岸：五泉市千原から 小阿賀野川合流点まで
-----	--	-----	---

## 2 変更年月日

令和2年6月3日

## ◎新潟県告示第745号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、同条第3項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和2年6月23日

新潟県知事 花角 英世

## 1 日時

令和2年7月13日（月）午後7時00分から

## 2 場所

見附市文化ホールアルカディア 小ホール  
見附市昭和町二丁目1番1号

## 3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、良好な住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

## 4 建築計画の概要

## (1) 申請者の住所及び名称

東京都千代田区四番町6 東急番町ビル  
みずほ丸紅リース株式会社 代表取締役 秋吉 満

## (2) 申請地

見附市学校町一丁目131番1の一部外8筆

## (3) 主要用途

物品販売業を営む店舗

## (4) 構造・規模

鉄骨造 地上1階  
建築面積 1,087.35平方メートル  
延べ面積 1,004.56平方メートル